平成３０年（フ）第９４号
神戸市東灘区岡本９丁目６番31号　コート岡本　102号
債務者　高谷こと　髙谷　幸恵
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１１号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目９番36―103号
債務者　上野　国宏
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１８号
神戸市東灘区御影中町４丁目５番19号ドヌール御影201号
債務者　野口　英治
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
青森市浪館前田３丁目16番26号
債務者　川伊　俊一
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９２号
千葉県松戸市主水新田529番地の13
債務者　相川真由美
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９３号
千葉県松戸市新松戸東４番地の１　レジデンス新松戸402号
債務者　山崎　政秋
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１０８７号
住所不詳（最後の住民票上の住所）東京都北区上中里２丁目34―７　フレンドハウスホームⅢ―１号、居所東京都足立区西新井本町２―23―１　大石記念病院
債務者　高橋　　奨
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８３号
東京都中野区白鷺３丁目２―２―224
債務者　阿部　香織
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８４号
東京都新宿区北新宿３丁目32―８―102
債務者　沖田　裕毅
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２１５号
東京都板橋区向原１丁目22―６―306
債務者　野垣内智子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２１６号
埼玉県川越市霞ケ関東２丁目８―15　霞ケ関プラザＳ202
債務者　古澤　　圭
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２２４号
東京都足立区新田２丁目28―13―205
債務者　中村　英二
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２５４号
東京都江東区門前仲町１―６―14―701、住民票上の住所東京都中央区月島２丁目10―１―1815
債務者　長谷川武恒
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２６０号
東京都板橋区相生町24―１―303
債務者　吉田　涼子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２６４号
東京都西東京市保谷町２丁目２―８―406
債務者　石原　秀彦
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部